

株式会社良品計画 Coupa サプライヤポータル利用規約

株式会社良品計画（以下「当社」といいます。）及び当社グループ会社（第 1 条に定義します。）が発注者となる取引（以下「本件取引」といいます。）を行う事業者（以下「サプライヤ」といいます。）は、本件取引において Coupa Software Inc.（以下「Coupa 社」といいます。）が提供する間接材／役務サービス調達システム Coupa サプライヤポータル（以下「本サービス」といいます。）を利用するにあたり、本株式会社良品計画 Coupa サプライヤポータル利用規約（以下「本規約」といいます。）の定めにより同意するものとします。

第 1 条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の各号に定める意味を有するものとします。

1. 「当社グループ会社」とは、当社が直接的又は間接的にその議決権の過半数を有する、本規約別紙「グループ会社一覧」に定める会社をいいます。なお、当社グループ会社の対象となる個別の会社に変更される場合、当社は第 20 条に定める方法により周知します。
2. 「取引情報」とは、個別契約（次項に定義します。）にかかる見積依頼、見積、発注、納品、代金の請求等、個別契約に関する相手方に対する意思表示等のうち、本サービスを利用して当社とサプライヤ間で相互に提供されるすべての情報をいいます。
3. 「個別契約」とは、当社及びサプライヤ間の本件取引にかかる個々の契約をいいます。

第 2 条（適用範囲）

1. 本規約は、当社及び当社グループ会社とサプライヤとの間での本件取引に適用されます。
2. 当社グループ会社との本件取引に適用される場合、本規約中「当社」とあるのを文脈上合理的な範囲で「当社グループ会社」と読み替えて解釈するものとします。

第 3 条（申込手続）

1. 本サービスの利用に同意するサプライヤは、本規約を遵守することに同意の上、当社所定の申込フォームに必要な事項を入力し、当社所定の宛先に送信するものとします。なお、サプライヤが本サービスを利用した場合は、本規約を遵守することに同意したものとみなします。
2. サプライヤにおける本サービスの利用に際し、第 5 条に定める準備・維持・管理にかかる費用を除いて、利用料その他の費用は発生しません。

第 4 条（利用開始日）

サプライヤの本サービスの利用開始日は、当社が別途通知するのとおりとします。万一、当社において通知した利用開始日までに本サービスの利用準備が完了せず、利用開始日に遅延が見込まれる場合は、当社は速やかにサプライヤにその旨を報告し、その後の措置について

サプライヤと協議します。なお、サプライヤによる本サービスの利用開始の遅延が生じた場合であっても、当社はサプライヤに対し損害賠償義務その他一切の責任を負わないものとします。

第5条（利用環境の準備・維持・管理）

サプライヤは、自己の費用負担と責任において、本サービスを利用するために必要な電子通信機器及びインターネット接続環境（電気通信事業者との契約等を含みます。以下同じ。）を準備し、本サービスの利用期間中これらを維持・管理するものとします。

第6条（ID等の管理）

1. サプライヤは自己の費用負担と責任において、本サービスを利用するために当社が付与するID及びパスワード（以下「本ID等」といいます。）を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. サプライヤは、本ID等が盗難、漏洩又は第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
3. サプライヤは、第3条第1項の申込及び利用開始後のユーザー追加に際しては、本サービスを利用して当社に対して意思表示等（次条に定義します。）を行うにあたり、適当な管理者及び担当者を選定するものとし、当該管理者及び担当者の行為に一切の責任を負うものとします。
4. 本ID等により行われた本サービスの利用については、当社は全て本ID等を付与されたサプライヤにより行われた行為とみなし、サプライヤはその行為について一切の責任を負うものとします。

第7条（意思表示等の原則）

1. 本サービスを利用して行う当社及びサプライヤ間の意思表示又は通知（以下「意思表示等」といいます。）は、相手方に対する意思表示等が記録された電子データが所定の方法で本サービスに登録された時に、当該相手方に到達したものとみなします。
2. 本サービスを利用して行われた当社及びサプライヤ間の意思表示等が、本サービス以外の別段の書面その他の方法により行われた意思表示等と矛盾又は相違が生じた場合は、本サービスを利用して行われた意思表示等が優先するものとします。ただし、意思表示等を行った当事者が、本サービスを利用した意思表示等よりも優先する旨を当該書面等に記載する方法により明確に通知をしたときは、この限りではありません。
3. 前二項にかかわらず、本件取引が建設業法上の建設工事請負契約に該当する場合、当該本件取引にかかる意思表示等のうち契約の締結にかかるものは、次条第4項の定めが適用されるものとします。

第8条（個別契約の成立）

1. 当社は、個別契約にかかる発注の意思表示等を所定の方法で本サービスに登録する方法で行うものとします。
2. 当社及びサプライヤは、両者協議の上合意した場合、予め、取引条件のうち一定の有効期間中の特定の本件取引に共通して適用する品名、仕様、単価等（以下「共通取引条件」といいます。）を定め、所定の方法で本サービスに登録することができます。この場合、当社は、共通取引条件に基づき、サプライヤに対して個別契約にかかる発注の意思表示等を所定の方法で本サービスに登録する方法で行うことができます。
3. 個別契約は、サプライヤが当社の発注を受諾する旨の通知を当社に対して行った時点で成立するものとします。
4. 前三項にかかわらず、本件取引が建設業法上の建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」といいます。）に該当する場合、個別契約の発注及び受注にかかる意思表示等に関しては、建設業法の規定に基づく所定の事項を規定した契約を、電子署名サービスにより当社及びサプライヤが電子署名を付す方法又は書面により作成して当社及びサプライヤが署名若しくは記名押印をして相互に交付する方法で締結することで行うものとします。

第9条（個別契約の変更等）

1. 当社及びサプライヤは、個別契約の全部又は一部の内容を当社とサプライヤの間に適用されるその他の契約（取引基本契約、売買基本契約等）の範囲内で変更、又は解除することができます。その場合は、当社及びサプライヤは、両者間で別段の合意のない限り本サービス上で当該個別契約の変更、又は解除を行うものとし、その手続きは前条の規定を準用するものとします。

第10条（下請法及び建設業法に基づく承諾）

1. 本件取引が下請代金支払遅延等防止法上の下請取引（以下「下請取引」といいます。）又は建設工事請負契約に該当する場合、第3条第1項に基づく申込書の提出をもって、本サービスの利用開始日以降の本件取引に関して、書面の交付に代わる電磁的記録の提供又は電磁的措置として本サービスを利用することを当社及び当社グループ会社に対して承諾したものとみなします。
2. 前項の場合といえども、サプライヤは、下請取引又は建設工事請負契約において本サービスの利用を希望しない場合は、いつでもその旨を当社又は当社グループ会社に申し出ることができます。この場合、当社及び当社グループ会社は、当該申し出以降の下請取引又は建設工事請負契約に関して、サプライヤに対して書面を交付する方法により本件取引を行うものとします。

第11条（電子データの保存及び改ざんの禁止）

1. サプライヤは、自己が必要と判断する場合、本サービスにより相手方から提供され、もしくは相手方へ提供した取引情報を、磁気テープ、フロッピーディスク、磁気ディスク、

光ディスク、光磁気ディスク、ROM、CD-ROM、マイクロフィルム、書類、その他の関係法令で認められた方法で、関係法令で必要とされる期間、保存するものとします。

2. サプライヤは、前項により保存した取引情報を、改ざんしてはならないものとします。

第12条（利用の制限、一時停止、障害時等の措置）

1. Coupa社又は当社による本サービスの維持管理又は改善のために必要な場合には、当社はサプライヤに通知のうえサプライヤによる本サービスの利用を制限し又は提供を一時停止することができるものとします。この場合、当社はサプライヤに対して損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
2. 電子通信機器の故障又はインターネット接続環境の途絶その他の事由により、本サービスを利用することができない事態（以下「本障害」といいます。）が発生したときは、当社及びサプライヤは直ちに相手方にその旨を通知し、その後の対応について協議するものとします。
3. 前項の場合、当社及びサプライヤは、本障害が復旧するまでの間、必要に応じ、所定の書面を交付するか、又はそれに代わる方法により、相手方に対して意思表示等を行うものとします。
4. 本障害に起因して当社又はサプライヤに損害が生じた場合、本障害の発生について故意又は重過失のある当事者が相手方に生じた損害について責任を負うものとします。本障害の発生が当社及びサプライヤのいずれの当事者の責にも帰し得ない場合（Coupa社に責めに帰すべき事由を含みます。）は、相手方に対し責任を負わないものとします。

第13条（禁止行為）

1. サプライヤは、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本ID等を不正に利用する行為（ユーザーとして設定した個人以外の従業員その他の第三者に本ID等を利用・共用等させる行為を含みます。）
 - (2) 本サービス上の電子データを改ざんする行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
 - (4) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (5) コンピュータウイルス等の有害なプログラム等を送信等する行為、本サービスに対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブ等をする行為
 - (6) 個人情報の保護に関する法律及びその他の適用法令（EU一般データ保護規則又はその他のデータ保護規制を含みます。）で取扱いが制限される要配慮個人情報・センシティブ情報（個人の身体的又は精神的健康状態に関する情報を含みます。）を入力又は送信する行為
 - (7) 個人の氏名と、当該個人に関する①運転免許証等の国若しくは地方公共団体が発行する身分証の情報、又は②金融機関口座番号、クレジットカード情報等、当該個人の金融口座へのアクセスを可能にする情報を、組み合わせて入力又は送信す

る行為。但し、サプライヤが個人事業主であり、当該サプライヤとの本件取引に必要な①及び②の情報を入力又は送信する場合を除きます。

(8) 法令又は公序良俗に反する行為

(9) 前各号の他、本規約に違反する行為又は本サービスの提供に支障が生じ又はその恐れがある行為であると当社若しくは Coupa 社が認める行為

2. 当社は、サプライヤの行為が前項各号のいずれかに該当する場合、サプライヤに対して事前に通知をすることなく、サプライヤによる本サービスの利用の全部もしくは一部の中断、提供の停止、利用の制限又はサプライヤのユーザー登録情報の全部若しくは一部の抹消をすることができます。

第 14 条 (秘密保持)

1. 当社及びサプライヤは、本サービスの利用に際して知り得た相手方の技術上、営業上及び業務上の秘密情報 (取引情報を含み、以下「秘密情報」といいます。) について、他方当事者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号の一に該当することを証明できる情報については秘密情報から除外されます。

(1) 開示・知得の時点で既に自らが所有していたもの

(2) 開示・知得の時点で既に公知であったもの

(3) 開示・知得の後に自らの責めによらず公知となったもの

(4) 正当な権限を持つ第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

2. 前項にかかわらず、当社は、本件取引又は本サービス運営の目的で、当社の業務委託先にサプライヤの秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当該業務委託先に対して、本条により自己が負うのと同等の義務を負わせるとともに、当該義務の履行に一切の責任を負うものとします。

3. 第 1 項にかかわらず、当社及びサプライヤは、裁判所、政府機関その他の公的機関により法令に基づき秘密情報の開示を強制された場合、当該強制された範囲内で秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当該当事者は、当該法令により許容される限りにおいて、事前に他方当事者にその旨を通知するとともに、開示する情報が秘密情報である旨を当該機関に明示し、秘密保持を要求するものとします。

第 15 条 (取引情報等の利用)

1. サプライヤは、当社グループ会社との本件取引にあたり、本サービスを利用して提供される取引情報、サプライヤの管理者並びに担当者の氏名及び ID 等の情報を、当社が本サービス運営の目的で利用できることを予め承諾するものとします。
2. サプライヤは、本サービスを利用して提供した取引情報その他のデータ等が、サプライヤ又は個人を特定できない統計的な情報として Coupa 社により利用されることがあることを予め承諾するものとします。

第 16 条（輸出関係法令の遵守等）

1. サプライヤは、本件取引に関して、外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令、その他関係法令（以下「外為法等」といいます。）を遵守するものとします。
2. サプライヤは、本サービスが海外に存するサーバを介して提供されることに鑑みて、本件取引に関して、サプライヤから当社に提供される取引情報に含まれる技術情報が外為法等により輸出が規制される貨物又は技術に該当する場合は、本サービスを介した当社への当該技術情報の提供に先立ち、その旨を当社に通知するものとし、当社所定の方法により当該技術情報の提供を行うものとします。
3. サプライヤは、当社が前項の該非判定について確認を求めた場合、速やかに該非判定に関する証明書、報告書又は資料の発行・提供等に応じるものとします。
4. サプライヤは、外為法等の改正によって該非判定に変更が生じた場合、直ちにその旨を当社に書面により通知するものとします。

第 17 条（サービス利用の終了）

1. サプライヤは、当社が認める限り、本サービスを利用することができるものとします。
2. サプライヤが本サービスの利用の終了を希望する場合、利用終了希望日の 1 カ月前までに、当社所定の方法により通知するものとします。
3. サプライヤは本サービスの利用の終了に伴い、本サービスの利用中の本件取引の履歴に関するデータを自らの責任で出力し保存するものとします。
4. 当社はサプライヤによる本サービスの利用の終了後においても当社が必要と認める期間、本件取引データを保管します。
5. 第 1 項にかかわらず、当社は、当社の裁量又は Coupa 社の都合により、本サービスの提供を廃止することがあります。この場合、当社は合理的な期間を設けて、サプライヤに事前に通知するものとします。なお、当社が本サービスの提供を廃止する場合であっても、当社はサプライヤに対し損害賠償義務その他一切の責任を負わないものとします。

第 18 条（存続条項）

第 6 条（ID 等の管理）、第 11 条（電子データの保存及び改ざんの禁止）、第 12 条（障害時の措置）第 3 項、第 14 条（秘密保持）、第 15 条（取引情報等の利用）、第 16 条（輸出関係法令の遵守等）、第 19 条（責任の制限）、第 22 条（分離可能性）、第 23 条（準拠法及び管轄裁判所）及び第 24 条（協議）の定めは、本サービスの利用終了後もなお有効に存続するものとします。

第 19 条（責任の制限）

1. 当社は、理由のいかんを問わず本規約に特に定めがある場合を除きサプライヤによる本サービスの利用に関し被った損害について一切の賠償責任を負わないものとします。
2. 当社が本規約に基づきサプライヤに対し賠償責任を負う場合においては、その範囲は当社の故意又は重過失ある行為から直接生じた通常範囲の損害とし、当該損害につい

ての賠償額の上限は直近12か月の本件取引額の合計から算出した1か月分の平均取引額相当を上限とする。

第20条（本規約の変更）

当社は、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更することができるものとします。本規約を変更する場合、当社は、予め変更の効力発生日を定め、変更後の本規約の施行時期及び内容を電子メール、書面、当社のサプライヤ向け共有BOXへの掲示その他の当社が定める方法によりサプライヤに周知します。

第21条（権利義務の譲渡の禁止）

サプライヤは、当社の書面による事前の承諾なしに、本規約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務について、第三者対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。

第22条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、関係法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された既定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第23条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約又は本サービスの利用に起因し、又は関連する一切の紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（協議）

本規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、当社及びサプライヤが誠意をもって協議の上解決するものとします。

2024年 3月 1日制定

2026年 3月 18日 第9条の誤記を修正

別紙：グループ会社一覧

- 株式会社 MUJI HOUSE

以上